

平成 28 年

奈良市議会 9 月定例会  
提出議案（別冊）

奈良市

## 目 次

奈良市議案第 99 号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 について……………	1
-------------	--------------------------------------	---

## 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年9月2日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則中第12項を第14項とし、第11項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

（平成28年12月及び平成29年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

13 平成28年12月及び平成29年6月に支給する市長の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附則中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 平成28年10月1日から同年12月31日までの間、市長等の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条、第6条及び第7条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成28年10月1日から同年12月31日までの間の市長及び副市長の給料月額並びに同年12月及び平成29年6月に支給する市長の期末手当を減額するものである。